

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド及び実用発電用原子炉の長期施設管理計画の記載要領の一部を改正する等の規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド及び実用発電用原子炉の長期施設管理計画の記載要領の一部を改正する等の規程

第1条 次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（原規規発第 1912257 号-7） 別表第1
- (2) 実用発電用原子炉の長期施設管理計画の記載要領（原規規発第 2308304 号） 別表第2

第2条 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド（原管P発第 1306197 号）
- (2) 実用発電用原子炉施設における高経年化対策審査ガイド（原管P発第 1307081 号）
- (3) 実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド（原管P発第 1306198 号）

附 則

この規程は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和7年6月6日）から施行する。ただし、第1条第2号に係る改正規定は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号）の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。

別表第1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>III. 定期事業者検査</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 定期事業者検査の報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定期事業者検査報告書の添付書類記載事項 (第3項)</p> <p>①定期事業者検査の計画 (第1号)</p> <p>○定期事業者検査に係る工程 (略)</p> <p>○当該定期事業者検査期間中に実施する工事 (略)</p> <p>○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目</p> <p>定期事業者検査の全ての検査項目を明示した上で、それぞれの検査項目について、以下の事項を記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ 長期施設管理方針 <u>(発電用原子炉にあって</u></li> </ul>	<p>III. 定期事業者検査</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 定期事業者検査の報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定期事業者検査報告書の添付書類記載事項 (第3項)</p> <p>①定期事業者検査の計画 (第1号)</p> <p>○定期事業者検査に係る工程 (略)</p> <p>○当該定期事業者検査期間中に実施する工事 (略)</p> <p>○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目</p> <p>定期事業者検査の全ての検査項目を明示した上で、それぞれの検査項目について、以下の事項を記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>・ (略)</li> <li>・ 長期施設管理方針<u>の反映として実施し、又</u></li> </ul>

は、長期施設管理計画。以下同じ。)の反映として実施し、又はこれを考慮することにより内容を変更するものか否か

○前回の定期事業者検査からの変更点  
(略)

②～⑧ (略)

5. (略)

## VI. 施設管理

1. ～4. (略)

5. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価及び反映 (第1項第5号及び第6号)

施設管理方針及び施設管理目標の評価については、施設管理の全体の実施状況を踏まえて、管理体制等の改善を検討する必要がある。

施設管理実施計画の評価については、4. ア. の計画の期間ごとに施設管理に係る保安活動の実施状況を評価し、その後の施設管理に係る保安活動がより効果的かつ適切に実施されるよう、計画を改善していくことが必要である。

特に、施設管理目標及び施設管理実施計画については、経年劣化事象を考慮した上で、少なくとも以下の項目について最新の情報を収集して評価し、設備等の

はこれを考慮することにより内容を変更するものか否か

○前回の定期事業者検査からの変更点  
(略)

②～⑧ (略)

5. (略)

## VI. 施設管理

1. ～4. (略)

5. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価及び反映 (第1項第5号及び第6号)

施設管理方針及び施設管理目標の評価については、施設管理の全体の実施状況を踏まえて、管理体制等の改善を検討する必要がある。

施設管理実施計画の評価については、4. ア. の計画の期間ごとに施設管理に係る保安活動の実施状況を評価し、その後の施設管理に係る保安活動がより効果的かつ適切に実施されるよう、計画を改善していくことが必要である。

特に、施設管理目標及び施設管理実施計画については、経年劣化事象を考慮した上で、少なくとも以下の項目について最新の情報を収集して評価し、設備等の

信頼性を向上させるよう検討する必要がある。その際には、点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違の有無等を全体的に確認し、今後の点検等において想定すべき事項として経年劣化の傾向等を評価することが必要である。

i. ～iii. (略)

iv. 経年劣化に関する技術的な評価（発電用原子炉にあっては、長期施設管理計画。以下同じ。）、安全性向上評価及び定期安全レビューの結果（該当する場合）

v. ・vi. (略)

#### 6. 特別な施設管理実施計画（第1項第7号（発電用原子炉にあっては、第1項第7号及び第8号））

○特別な施設管理実施計画が必要な場合

発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他原子力施設の施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、特別な施設管理実施計画を定め、実施する必要がある。

特別な状態にある場合とは、比較的広範な機器等に対し追加的な点検等を実施する必要がある場合や設備全般に対する長期保管対策を実施する場合等とする。

信頼性を向上させるよう検討する必要がある。その際には、点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違の有無等を全体的に確認し、今後の点検等において想定すべき事項として経年劣化の傾向等を評価することが必要である。

i. ～iii. (略)

iv. 高経年化技術評価、安全性向上評価及び定期安全レビューの結果（該当する場合）

v. ・vi. (略)

#### 6. 特別な施設管理実施計画（第1項第7号）

○特別な施設管理実施計画が必要な場合

発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他原子力施設の施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、特別な施設管理実施計画を定め、実施する必要がある。

相当期間とは、おおむね1年以上とする。特別な状態にある場合とは、比較的広範な機器等に対し追加的な点検等を実施する必要がある場合や設備全般に対する長期保管対策を実施する場合等とする。

相当期間とは、例えば次に掲げる期間がおおむね1年以上とする。

- ・法令上必要な許認可その他の処分を受けていないことにより原子力施設の運転等を行うことができない場合における当該処分を受けるまでに必要と見込まれる期間
- ・法令に基づく命令による義務を履行するために原子力施設の運転等を行うことができない場合における当該義務を履行するための期間

○特別な施設管理実施計画の内容

特別な施設管理実施計画の内容としては、VI. 3. 及び4. の事項について、原子力施設の状態に応じて、適切な時期に点検等を行うことを定める必要がある。特別な施設管理実施計画の始期及び期間は、原子力施設の状態に応じたものとして設定する必要がある。

新たな施設管理実施計画の期間に移行する場合においては、それまでの点検等の適切性の評価を行った上で、新たに計画した点検等の適切性の評価を行う必要がある。

また、通常の管理とは異なることが想定されるため、当該計画の実施に係る体制、記録管理等につい

○特別な施設管理実施計画の内容

特別な施設管理実施計画の内容としては、VI. 3. 及び4. の事項について、原子力施設の状態に応じて、適切な時期に点検等を行うことを定める必要がある。特別な施設管理実施計画の始期及び期間は、原子力施設の状態に応じたものとして設定する必要がある。

新たな施設管理実施計画の期間に移行する場合においては、それまでの点検等の適切性の評価を行った上で、新たに計画した点検等の適切性の評価を行う必要がある。

また、通常の管理とは異なることが想定されるため、当該計画の実施に係る体制、記録管理等につい

て検討し、定める必要がある。

運転開始日から起算して30年を経過した発電用原子炉にあっては、「実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準」（原規規発第2308304号（令和5年8月30日原子力規制委員会決定））を参考として、発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮した上で、劣化を管理する観点から特別に実施すべき施設管理がある場合には、その内容を特別な施設管理実施計画に適切に定める必要がある。また、当該評価の再評価を10年を超えない期間ごとに実施することを組織内規程類に定めるとともに、当該評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合に当該評価の見直しを実施し、その結果を踏まえて特別に実施すべき施設管理がある場合には、その内容を特別な施設管理実施計画に適切に定める必要がある。

#### 7. 原子力施設の経年劣化に関する技術的な評価に基づく長期施設管理方針の反映（第2項）

原子力施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針その他

て検討し、定める必要がある。

#### 7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映（第2項）

原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期施設管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映する

必要な箇所に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。

非該当使用者の施設管理の例について参考2に示す。

表1 事業者検査及び保安のための措置に係る事業等ごとの規則名一覧表（規則名は付表）

	(略)	研開炉	実用炉	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
経年劣化に関する技術的な評価	(略)	第108条～ 第108条の6	第113条～ 第113条の6	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

表3 経年劣化事象の時間経過に伴う特性変化に対応した傾向監視としての基本的要求事項

経年劣化事象	(略)	30年以降に実施する傾向監視 <sup>※1</sup>
(略)	(略)	(略)
耐震安全性	(略)	同左 ただし、プラントの長期供用を念頭に置いて、 <u>経年劣化に関する技術的</u>

ことにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。

非該当使用者の施設管理の例について参考2に示す。

表1 事業者検査及び保安のための措置に係る事業等ごとの規則名一覧表（規則名は付表）

	(略)	研開炉	実用炉	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
経年劣化に関する技術的な評価	(略)	第77条	第82条	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

表3 経年劣化事象の時間経過に伴う特性変化に対応した傾向監視としての基本的要求事項

経年劣化事象	(略)	30年以降に実施する傾向監視 <sup>※1</sup>
(略)	(略)	(略)
耐震安全性	(略)	同左 ただし、プラントの長期供用を念頭に置いて、 <u>高経年化技術評価の結果</u>

		な評価の結果に基づく現状保全に追加し管理すべき経年劣化事象を加味した、耐震安全性評価が必要。
(略)	(略)	(略)

※1～※3 (略)

表5 経年劣化に関する技術的な評価等に関する文書

事業等	文書名
(略)	(略)
実用発電用原子炉の設置、運転等	「 <u>実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準</u> 」(原規規発第2308304号(令和5年8月30日原子力規制委員会決定))
(略)	(略)

		に基づく現状保全に追加し管理すべき経年劣化事象を加味した、耐震安全性評価が必要。
(略)	(略)	(略)

※1～※3 (略)

表5 経年劣化に係る技術的な評価等に関する文書

事業等	文書名
(略)	(略)
実用発電用原子炉の設置、運転等	「 <u>実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド</u> 」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
(略)	(略)

別表第2 実用発電用原子炉の長期施設管理計画の記載要領 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
II. 長期施設管理計画認可申請書に係る記載について 1. ・ 2. (略) 3. 実用炉規則第113条第1項第6号の「 <u>発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置</u> 」 ①～③ (略)	II. 長期施設管理計画認可申請書に係る記載について 1. ・ 2. (略) 3. 実用炉規則第113条第1項第6号の「 <u>発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置</u> 」 ①～③ (略)

④ 長期施設管理計画の期間中に特別点検を実施すべき特定共用施設がある場合は、その実施時期及び実施方針を記載すること。

4. ～ 6. (略)

(新設)

4. ～ 6. (略)